

【新型コロナウイルス】QLD 州、北部準州ダーウィン大都市圏及びキャサリン地方行政区を感染多発地域 (hotspot) に指定 (8月18日 (水) 午前 1 時以降適用)

2021年8月17日
在ブリスベン総領事館

●クイーンズランド (QLD) 州政府は、8月18日 (水) 午前 1 時以降、北部準州 (NT) ダーウィン大都市圏及びキャサリン地方行政区を感染多発地域 (hotspot) に指定する旨発表しました。

hotspot に過去 14 日間以内に滞在した場合、或いは、hotspot に指定されて以降当該地域に滞在した場合 (いずれか短い方) には、QLD 州民は入州が認められますが、同州民以外は特別許可を得る場合を除き入州が認められません。また、hotspot から入州が認められる場合 (QLD 州民含む) も、14 日間の隔離を行わなければなりません。

○州政府指定感染多発地域 (hotspot) に関する最新情報はこちらをご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/hotspots-covid-19>

○入州に関する規制は以下の州政府 HP をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所: Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話: 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>